

消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置

平成 28 年 8 月 2 日

自由民主党

公明党

第一 基本的考え方

世界経済の不透明感が増す中、新たな危機に陥ることを回避するため、あらゆる政策を講ずることが必要となっていることから、平成 29 年 4 月 1 日に予定していた消費税率 10%への引上げ時期を平成 31 年 10 月 1 日に変更する。成長と分配の好循環を実現しつつ、2020 年度の基礎的財政収支黒字化目標を堅持し、財政健全化を進めて市場や国際社会からの信認を確保していくとともに、社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たす。

軽減税率制度や反動減対策等の施策については、その内容は維持しつつ、消費税率引上げ時期の変更にあわせ、導入時期を 2 年半延期することを基本とし、以下の各項目について、法制上の措置を講ずる。

1 消費税の軽減税率制度

消費税の軽減税率制度の導入時期を平成 31 年 10 月 1 日に延期する。引き続き、事業者の準備状況等を検証し、制度の円滑な導入・運用に万全を期す。

あわせて、適格請求書等保存方式の導入時期や、中小事業者の税額計算の特例の適用期限等についても、2 年半延期する。なお、大規模事業者についても、システム整備が間に合わない場合を想定して、1 年間は税額計算の特例を適用可能としていたが、軽減税率制度の導入時期の変更を受けて、当該特例は措置しないこととする。

軽減税率制度の導入に当たっては、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち、平成 30 年度末までに歳入及び歳出における取組みにより、与党の責任において、確実に安定的な恒久財源を確保する。

2 消費税の転嫁対策等

消費税転嫁対策特別措置法の適用期限について、平成 33 年 3 月 31 日まで延長し、引き続き消費税の円滑かつ適切な転嫁に向けて万全な対応を進める。この中で、消費者の利便性の確保の観点から総額表示義務が導入された経緯に留意しつつ、事業者の事務負担への配慮等の観点から、総額表示義務の特例を延長する。

3 住宅取得等に係る措置

住宅ローン減税の拡充等の措置及び東日本大震災の被災者に対する再建住宅の取得等に係る住宅ローン減税の拡充措置の適用期限を平成 33 年 12 月 31 日まで延長する。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。また、一般の住宅取得及び被災者の住宅再建に係る給付措置の対象期間についても平成 33 年 12 月 31 日まで延長する。

住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置及び東日本大震災の被災者に対する住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置について、住宅の取得対価等に含まれる消費税の税率が 10%である場合の措置の導入時期を 2 年半延期する等の所要の措置を講じた上で、適用期限を 2 年半延長する。

4 車体課税の見直し

自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期をそれぞれ平成 31 年 10 月 1 日に延期する。

環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、平成 31 年度税制改正において見直しを行う。

5 地方法人課税の偏在是正

消費税率 10%段階の地方法人課税の偏在是正に係る措置の施行日を平成 31 年 10 月 1 日に延期する。

第二 具体的内容

一 消費課税

1 消費税率（国・地方）の10%への引上げ時期の変更等

（国 税）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律について、次の措置を講ずる。

- (1) 消費税率（国・地方）の10%への引上げの施行日を平成31年10月1日とする。
- (2) 消費税率（国・地方）の10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成31年4月1日とする等の改正を行う。

（地方税）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律について、次の措置を講ずる。

- (1) 消費税率（国・地方）の10%への引上げの施行日を平成31年10月1日とする。
- (2) 平成31年度における地方消費税額について、その17分の10（本則22分の10）を社会保障財源化分以外とし、その17分の7（本則22分の12）を社会保障財源化分とする経過措置を講ずる。
- (3) 平成32年度における地方消費税額について、その21分の10（本則22分の10）を社会保障財源化分以外とし、その21分の11（本則22分の12）を社会保障財源化分とする経過措置を講ずる。
- (4) その他所要の措置を講ずる。

2 消費税率の引上げ時期の変更に伴う措置

（国 税）

- (1) 消費税の軽減税率制度の導入時期を平成31年10月1日とする。
- (2) 適格請求書等保存方式が導入されるまでの間の措置について、次の措置を講ずる。
 - ① 売上げを税率の異なるごとに区分することが困難な中小事業者に対する売

上税額の簡便計算に係る経過措置の適用期間を平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの期間とする。

② 仕入れを税率の異なるごとに区分することが困難な中小事業者に対する仕入税額の簡便計算に係る経過措置のうち、卸売業及び小売業に係る課税資産の譲渡等に占める軽減対象課税資産の譲渡等の割合を用いて仕入税額を簡便に計算することを認める措置の適用期間を平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日の属する課税期間の末日までの期間とし、課税期間中の届出書の提出により簡易課税制度の適用を認める措置の適用期間を平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までの日の属する課税期間の末日までの期間とする。

③ 売上げ又は仕入れを税率の異なるごとに区分することが困難な中小事業者以外の事業者に対する売上税額又は仕入税額の簡便計算に係る経過措置は措置しないこととする。

(3) 適格請求書等保存方式の導入時期を平成 35 年 10 月 1 日とし、適格請求書発行事業者の登録については、平成 33 年 10 月 1 日からその申請を受け付けることとする。

(4) 免税事業者が平成 35 年 10 月 1 日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合に事業者免税点制度を適用しないこととする期間は、登録日から当該課税期間の末日までの間とする。

(5) 事業者が国内において免税事業者等から行った課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る消費税相当額に 80% を乗じた額を仕入税額として控除する経過措置の適用期間を平成 35 年 10 月 1 日から平成 38 年 9 月 30 日までの期間とし、50% を乗じた額を仕入税額として控除する経過措置の適用期間を平成 38 年 10 月 1 日から平成 41 年 9 月 30 日までの期間とする。

(6) 消費税の軽減税率制度の導入に当たり安定的な恒久財源を確保するため歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずる時期を、平成 30 年度末までとする。

(7) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の適用期限（平成 30 年 9 月 30 日）を平成 33 年 3 月 31 日まで 2 年 6 月延長する等、関連する法令について、所要の措置を講ずる。

(8) その他所要の措置を講ずる。

3 車体課税の見直しの実施時期の変更等

(1) 自動車取得税の廃止時期の変更

自動車取得税の廃止時期を平成 31 年 10 月 1 日に変更する。

(2) 自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更等

① 自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期をそれぞれ平成 31 年 10 月 1 日に変更する。

② 環境性能割について、平成 31 年 10 月 1 日までの間に講ずることとしていた特例措置に係る規定を削除する。

(3) 環境性能割の税率適用基準の見直し

環境性能割の非課税及び税率に関する規定の適用を受ける自動車及び軽自動車の範囲については、平成 31 年度税制改正において、自動車等に係る環境への負荷の低減に関する技術開発の動向や地方財政への影響等を勘案して見直しを行い、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(注) 上記の「軽自動車」とは、三輪以上の軽自動車をいう。

(4) その他所要の措置を講ずる。

二 個人所得課税

(国 税)

次に掲げる住宅取得等に係る措置について適用期限（平成 31 年 6 月 30 日）を平成 33 年 12 月 31 日まで 2 年 6 月延長する。

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

(2) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

(3) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除

(4) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除

(5) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

(6) 東日本大震災の被災者に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

(地方税)

個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について適用期限(平成 31 年 6

月 30 日) を平成 33 年 12 月 31 日まで 2 年 6 月延長する。

また、この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

三 資産課税

- 1 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その非課税限度額に係る住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間を次のとおりとする。

(1) 特別住宅資金非課税限度額

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間		耐震等 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
現行	改正案		
平成 28 年 10 月～ 平成 29 年 9 月	平成 31 年 4 月～ 平成 32 年 3 月	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月～ 平成 30 年 9 月	平成 32 年 4 月～ 平成 33 年 3 月	1,500 万円	1,000 万円
平成 30 年 10 月～ 平成 31 年 6 月	平成 33 年 4 月～ 平成 33 年 12 月	1,200 万円	700 万円

(2) 住宅資金非課税限度額

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間		耐震等 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
現行	改正案		
平成 28 年 1 月～ 平成 29 年 9 月	平成 28 年 1 月～ 平成 32 年 3 月	1,200 万円	700 万円
平成 29 年 10 月～ 平成 30 年 9 月	平成 32 年 4 月～ 平成 33 年 3 月	1,000 万円	500 万円
平成 30 年 10 月～ 平成 31 年 6 月	平成 33 年 4 月～ 平成 33 年 12 月	800 万円	300 万円

- 2 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の適用期限（平成 31 年 6 月 30 日）を平成 33 年 12 月 31 日まで 2 年 6 月延

長する。

- 3 東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、その非課税限度額に係る住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間を次のとおりとする。

(1) 特別住宅資金非課税限度額

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間		耐震等 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
現行	改正案		
平成 28 年 10 月～ 平成 29 年 9 月	平成 31 年 4 月～ 平成 32 年 3 月	3,000 万円	2,500 万円
平成 29 年 10 月～ 平成 31 年 6 月	平成 32 年 4 月～ 平成 33 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円

(2) 住宅資金非課税限度額

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間		耐震等 住宅用家屋	左記以外の 住宅用家屋
現行	改正案		
～平成 31 年 6 月	～平成 33 年 12 月	1,500 万円	1,000 万円

四 地方法人課税

1 法人住民税法人税割の税率改正の実施時期の変更

法人住民税法人税割の税率を次のとおりとする改正は、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

	現 行		改 正 後	
	[標準税率]	[制限税率]	[標準税率]	[制限税率]
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%

2 地方法人税の税率改正の実施時期の変更

地方法人税の税率の 10.3%（現行：4.4%）への引上げは、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

3 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止時期の変更

(1) 地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元は、平成 31 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

(2) 地方法人特別譲与税は、平成 33 年 2 月譲与分をもって廃止する。

4 法人事業税交付金制度の創設時期の変更等

納付された法人事業税の額の 100 分の 5.4 に相当する額を、従業者数を基準として都道府県から市町村に交付する（特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とする）法人事業税交付金制度は、平成 31 年 10 月 1 日から創設する。

(注 1) 平成 31 年度及び平成 32 年度の法人事業税交付金の交付率及び交付時期について、所要の経過措置を講ずる。

(注 2) 平成 32 年度から平成 34 年度までの間に交付される法人事業税交付金の交付基準については、所要の経過措置を講ずる。

5 その他所要の措置を講ずる。